第三者加害について

組合員の皆さまからよくある質問

短期給付係 (082)513-4957

短期給付について、組合員の皆さまからお問い合わせがあった質問をピックアップしました。

Q: 退職することになりました。組合員証は自分で処分してもよいですか?

A: 組合員証(被扶養者証・高齢受給者証を含む。)は、退職日以後速やかに退職時の所属所にお返しください。資格喪失後に、保険医療機関等で組合員証等を使用して受診された場合は、 共済組合が負担した医療費等を返還していただくことになりますので御注意ください。

Q: 組合員証をどこかに落として紛失してしまいました。どうしたらよいですか?

A: 組合員証(被扶養者証・高齢受給者証を含む。)を再発行しますので、「組合員証等再交付申請書」を所属所に提出してください。組合員証等は、キャッシュカードと異なり組合員証としての効力を無効にすることができないため、警察に遺失届を提出すること以外は、被害防御の方法はありません。紛失には十分気をつけてください。

Q: 交通事故に遭いました。組合員証を使って病院にかかってもよいですか?

A: 交通事故、他人のペットや暴力行為などの第三者の行為によってけがをしたり、病気になったりした場合の医療費は、原則として加害者が負担すべきものなので、本来ならば組合員証を使用する必要はありません。しかし、すぐに加害者が負担できない等により、組合員証を使用する場合には、共済組合に第三者加害報告書等を提出していただく必要があるため、速やかに共済組合へ連絡してください。なお、医療機関から届く診療報酬明細書等により、当支部が第三者加害行為を知った場合、問合せさせていただくことがあります。

【提出書類】 ①損害賠償申告書

6同意書

②第三者加害報告書

⑦治癒届(治癒したとき)

③第三者加害発生状況報告書

⑧交通事故証明書

4加害者関係事項

⑨示談書の写し(示談完了したとき)

⑤確約書

(①~⑦は福利厚生事務の手引様式集にあります。)

Q: 病院から「高額療養費の手続をしてください」と言われました。どうしたらいいですか?

A: **支払前**に医療費が高額になることが予想される場合には、「限度額適用認定証」を利用して、 医療機関の窓口で高額療養費部分を支払わないでおくことができます。「限度額適用認定証」 の利用を希望する場合は、「限度額適用認定申請書」を所属所を通じて提出してください。

支払が完了している場合や、「限度額適用認定証」を利用しない場合には、受診の3か月後以降の月末に「高額療養費」を給付します。公立学校共済組合では「高額療養費」は自動給付ですので、この場合の手続は不要です。

Q: 医師の指示により治療用装具(コルセット等)を購入しました。払戻しが受けられると聞きましたが、どうすればいいですか?

A: 総医療費に対して共済組合が負担する割合(7又は8割)の医療費を給付します。「療養費家族療養費請求書」に領収書(原本)、診断書・装具装着証明書、装具の内訳が記載された書類(領収書に内訳の記載がある場合は不要)を添付して、所属所に提出してください。

Q: 病気で休職に入りました。共済組合から何か給付を受けられますか?

A: 公務によらない病気であれば、給料が出ている間でも、平均標準報酬月額を基に算定される 給付日額が、支給されている給料を基に算定される報酬日額を上回った場合、差額を傷病手当 金として支給します。組合員によって支給開始のタイミングが異なりますので、不明な点は公 立学校共済組合広島支部までお問い合わせください。

休業給付について

保健給付について